

平成29年 6月30日

姫路市長 石見利勝

姫路市ががんばる地域応援事業実施要綱を次のように定める。

### 姫路市ががんばる地域応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口急減・高齢化が進展し、地域活力が低下している地域において、住民自らが企画し、地域の自立に取り組もうとする活動等に対して、地域の活性化に向けた住民意識の醸成、運営組織づくり、将来構想づくり等のため、本市が実施するががんばる地域応援事業（以下「応援事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(応援事業を利用できる団体)

第2条 応援事業を利用することができる団体は、次の全てに該当する団体とする。

- (1) 概ね小学校区の地域を活動拠点とし、当該地域の活性化を目指す活動等の実施を目的とし、次に掲げる全ての要件（当該地域の人口が2500人以下の場合にあっては、いずれかの要件）を満たす団体であること。
  - ア 過去10年間の人口減少率が10%以上であること。
  - イ 高齢化率が30%以上であること。
- (2) 自治会、婦人会等の各種団体や地域内の企業、個人等で構成される概ね小学校区単位の団体であること。

(応援事業の内容)

第3条 応援事業の内容は、次に掲げる地域の活性化に資する事業とする。

- (1) 講演会、研修会等の開催
- (2) 情報発信
- (3) ワークショップの開催
- (4) 先進地視察研修

- (5) 試行的事業の取組み
  - (6) 地域の将来構想及び実施計画の策定
  - (7) その他市長が必要と認めた事業
  - (8) 前各号の事業の実施に必要なコーディネーター等の派遣
- (利用申請)

第4条 応援事業を利用しようとする団体は、応援事業利用申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(利用可否の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査の上、応援事業利用の可否を決定し、応援事業利用可否決定通知書（第2号様式）により当該団体に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 応援事業を利用した団体は、事業の実施後速やかに応援事業実施報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会議等の記録
- (2) 先進地視察研修等の記録
- (3) 地域の活性化に向けた将来構想、実施計画書等
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(利用決定の取消し)

第7条 市長は、応援事業の利用の決定を受けた団体が、この要綱による応援事業の目的に反したとき、又は応援事業の目的を達成することができないと認めたときは、当該決定の取消しをすることができる。

2 市長は、前項の規定により利用の決定の取消しを決定したときは、その旨を当該団体に通知する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、応援事業の実施に関し必要な事項は、高等教育・地方創生担当理事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。